

岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金（Z E B）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築物所有者が行うビル・事業所などの建築物Z E B化をバックアップすることで、エネルギー利用の最適化と効率化を図り、将来的なスマートコミュニティの構築を目指すため、市内の事業所で、建築物のZ E B化を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「事業所」とは市内に所在する民間の事務所、営業所、商店、工場その他事業の用に供する建築物であつて、事業活動が単一の事業主体のもとにおいて一定の場所（一区画）を占めており、従業者と設備を有して、物品の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われているものをいう。

3 この要綱において、「Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」とは、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物をいう。

（補助対象建築物）

第3条 国（経済産業省及び環境省）が建築物のZ E B化に対し交付する補助金（以下「国の補助金」という。）において、交付決定を受けた建築物（本事業と同一年度内に実施される補助を受けるもので、単年度事業に限る。以下「補助対象建築物」という。）とする。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動（以

下「グリーンカンパニー活動」という。)に登録している法人又は個人事業者（以下「法人等」という。）で、補助対象建築物を新築する者又は既存の建築物を増築・改築し、補助対象建築物にしようとする者。ただし、独立行政法人，地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

（1）市税を完納していない者

（2）規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

（3）虚偽の補助金交付申請を行った者

（補助対象経費）

第5条 補助事業の実施に際し支出された経費のうち、補助金の交付額算定に当たって対象となる経費（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く。以下「補助対象経費」という。）は、国の補助金において補助対象となった経費（補助対象建築物の購入費並びに工事費、改修費等）から国の補助金額を控除して得た額とする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助対象経費の3分の1で上限500万円とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付申請は、岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金（ZEB）交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、1月31日とする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 国の補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 補助対象経費に係る見積書、注文書又は契約書等経費の内訳が確認できる書類の写し（国の補助金において補助対象となった経費の内訳が分かるものであること。）
- (3) 補助対象建築物の位置図及び補助対象建築物の全体写真（建売又は改修の場合に限る）
- (4) 補助対象建築物のシステムの概要が確認できる資料（導入設備の概要等）
- (5) 滞納無証明書（市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後 3 月以内のもの。）
- (6) 事業予算書（様式第 2 号）
- (7) スケジュール表（事業の実施工程が分かるもの）
- (8) 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（申請者が法人の場合。発行後 3 か月以内のもの）
- (9) 直近の確定申告書 B の写し（申請者が個人事業者の場合。ただし、新規事業者の場合にあつては、税務署受付印のある個人事業開設証明書の写し）
- (10) 補助対象建築物の登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの。新築で未登記の場合は、建築確認証の写し）
- (11) 承諾書（申請者又は借受人以外が所有する建築物を ZEB 化する場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

4 規則第 5 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

（補助金の交付の決定通知等）

第 8 条 市長は、前条の補助金の交付申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

（計画変更等の承認）

第9条 補助事業者は、補助事業等の計画を変更（市長の定める軽微な変更に係るものを除く。）しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業の着手）

第10条 第8条第1項の補助金交付決定通知を受けた者は、当該通知を受けた日から30日以内に補助事業に着手しなければならない。

（状況報告の免除）

第11条 規則第13条に規定する状況報告の提出は要しない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月25日のいずれか早い日まで、岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金（ZEB）実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1）事業報告書（様式第6号）
- （2）国の補助金交付額確定通知書の写し
- （3）当該補助事業に係る経費の領収書の写し
- （4）補助対象建築物の建築物全体の写真
- （5）補助対象経費に係る契約書の写し
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条の補助金確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（手続代行者）

第15条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請等に係る手続の代行を、補助対象建築物を建築する者等に対して依頼することができる。

2 補助金の交付申請等に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。

3 市長は、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

（報告）

第16条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、第13条の規定による補助金の額が確定した日の属する月の翌月から1年間の補助対象建築物の状況について、報告を求めることができる。

（取得財産等の管理）

第17条 補助事業者は、補助を受けて取得し、または効用の増加した財産（取得財産等）を減価償却資産の耐用年数（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他補助事業者の責めに帰すことのできない理由により、取得財産等がき損し、又は紛失したときは、この限りではない。

（取得財産等の処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄（以下「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合には、申請者に対し、書面により、その結果を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助対象機器の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（協力依頼）

第19条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者及び手続代行者に対し、ライト

ダウンキャンペーン，省エネルギーに関するアンケート調査等，本市の地球温暖化対策の推進に必要な協力を求めることができる。

附 則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。